令和７年７月開講　求職者支援訓練　認定定員上限数

千葉労働局

●基礎コース

計画数	実績枠	新規枠
	39	16
計	**55**	

●実践コース

計画数		実績枠	新規枠
介護・医療・福祉		23	54
医療事務		22	
デジタル	ＩＴ	49	
	デザイン（WEB系）	7	
営業・販売・事務		18	
その他		8	
計		**127**	**54**
合計		**181**	

●地域ニーズ枠

基礎コース	20
実践コース	68
合計	**88**

●eラーニング枠

新規枠	**0**
実績枠	**20**

総数	**344**

※１訓練コースにおける定員上限数を３０人とします。

※ コース、分野、枠ごとの募集定員に対する余剰定員が5人以下の場合は、定員調整は行わない（次点のコースの定員調整による選定は行わない）ものとします。

※ 認定単位期間における同一市町村の介護研修（介護福祉分野）の認定は、実績枠・新規枠ともに初任者研修１コース、実務者研修１コースを上限とします。

※ 地域枠に該当する施設：千葉県北西部（下記１２市）以外に所在する訓練実施施設（ ただし、通所が1日もないeラーニングコース等については、地域ニーズ枠の対象外とする。）

あ	か	た	な	は	ま	や
我孫子市	柏市	千葉市	流山市	船橋市	松戸市	八千代市
市川市	鎌ケ谷市		習志野市			
浦安市			野田市			

なお、同一認定単位期間において、地域ニーズ枠又は実績枠に余剰定員が発生した場合は、それぞれに振替えができるものとします。

また、同一認定単位期間において、地域ニーズ枠に対して実績枠と新規枠両方の申請があった場合には、実績枠を優先して認定するものとします。

※ 新規枠は、基礎コース・実践コースともに定員の３０％を上限とします。

地域枠やeラーニング枠での新規枠の認定状況によっては、月ごとに示す新規枠の上限が３０％を下回る場合があります。

※ 新規枠に余剰定員が生じた場合は、実績枠に振替えができるものとします。 また、実績枠に余剰定員が生じた場合は、新規枠に振替えができるものとします。

※「介護・医療・福祉」「医療事務分野」「デジタル分野」の定員については、「営業・販売・事務分野」「その他の分野」へ振替えができるものとします。

また、「営業・販売・事務分野」「その他の分野」は、相互間で振替えができるものとします。

※ eラーニング枠において、同一認定単位期間に複数の訓練実施機関から申請があった場合、同一機関の認定コース数は１コースを上限とします。

※ 認定数が認定定員数を下回り余剰定員が生じた場合は、次期以降の認定単位期間の同コース・同分野に繰越しができるものとします。

また、中止となったコースは、同分野に繰越しができるものとします。

※ 第３四半期・第４四半期については、繰越しした余剰定員は他コース・他分野への振替えができるものとします。

※ 余剰定員の振替えを行った場合は、総数の範囲内で、上記に示すコース、分野、枠ごとの定員を超えて認定することができるものとします。

※ 申請が特定の分野に偏った場合は、千葉労働局及び機構千葉支部で協議のうえ定員等を調整することがあります。